

勝浦町新型コロナ対策農業水産施設支援事業補助金交付要綱

令和4年8月1日

勝浦町告示第76号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた加温設備付き農業水産施設を有する事業者を対象に保温機能向上等に向けた取組みを支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付については、勝浦町補助金交付規則（平成7年勝浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 加温設備とは、ボイラー、エアコン等をいう。
- (2) 農業水産施設とは、施設園芸ハウス、養鰻池ハウス等をいう。
- (3) 保温機能向上等に向けた取組みとは、保温又は加温機能向上・維持を目的とする保温性の高い資材の導入又は更新、内張りの多層化、設備機器の設置、更新、修繕、点検等をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この告示における補助金の交付対象者は、次の各号にすべて該当する者とする。

- (1) 加温設備付き農業水産施設を有する事業者
- (2) 勝浦町内に本店の登記を行っている法人、住民登録を行っている個人事業主又は地方税法第294条第3項規定による勝浦町住民税を課税した個

人事業主

(3) 加温設備の使用燃料等の削減5%を目標とした省エネの取組みをする者

(4) 町税等の滞納がないこと。

(交付額)

第4条 前項の交付対象者による保温機能向上等に向けた取組みを行う実施面積に対し、10アール当たり25万円及び1申請当たり100万円を上限に、予算の範囲内で交付するものとする。なお、国、県の助成する制度と重複する内容の取組みを行う場合は、交付対象としない。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に対し、令和4年11月30日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、補助金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 町長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとする場合は変更内容によらず、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けるべきこと。

2 町長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

（決定の通知）

第8条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 町長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。た

だし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 第7条の規定は、前項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

(状況報告)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の遂行の状況に関し、報告を求めるものとする。

(補助事業の遂行等の命令)

第12条 町長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

- 2 町長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき又は当該補助事業の廃止等の承認を受けたときは、実績報告書(様式第3号)に町長が必要と認める書類を添えて、当該補助事業の完了の日又は当該補助事業の廃止等の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の指令を受けた年度の1月31日のいずれか早い期日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか

どうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へに通知するものとする。

(補助金の交付)

第 15 条 町長は、前条の規定による額の確定後、補助金を交付する。

- 2 第 14 条の規定による通知を受けた補助事業者は、遅滞なく、勝浦町財務規則(昭和 42 年勝浦町規則第 1 号)による補助金請求書を町長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 16 条 町長は、第 13 条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者へに命ずることがある。

- 2 第 13 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(決定の取消し)

第 17 条 町長は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく町長の処分へに違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 3 第 8 条の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第 18 条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第 19 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第 20 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で、町長が定めるもの

(3) その他町長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

附 則

1 この告示は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

2 この告示は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 17 条から

第 20 条の規定は、この告示の執行後も、なおその効力を有するものとする。

勝浦町長 殿

住 所
氏 名
連絡先

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、勝浦町新型コロナ対策農業水産施設支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名

令和 4 年度勝浦町新型コロナ対策農業水産施設支援事業

2 交付申請額

金 円

3 関係書類

(1) 事業の目的

(2) 事業の内容及び経費の配分

(3) 添付書類（事業計画書、事業前写真、見積書、加温設備使用燃料等の納品書など）

4 申請者本人確認（確認後、レ点を記入）

顔写真付き公的証明書

上記以外の公的証明書 2 種類（ ）（ ）

職員等による確認

勝浦町新型コロナ対策農業水産施設支援事業関係書類（第5条関係）

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

ア 事業の内容

取組名	
栽培・養殖品目	
実施面積（実施場所）	a（ ）
補助金上限額 10アール当たり25万円 及び1申請100万円以下	千円
取組みの内容	
加温設備の使用燃料量等 （取組み前）	
期待される効果	

イ 経費の配分

事業費	負担区分		備考
	町補助金	自己負担額	

ウ 実施予定期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 勝浦町に住民登録をしている確認

勝浦町住民登録調査に同意します。

4 町税等（町・県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料）の課税・納税確認

町税等の課税・納付状況調査に同意します。

勝浦町長 殿

住 所
氏 名
連絡先

補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け勝浦町指令農第 号の補助事業の内容変更（中止又は廃止）の承認を受けたいので、勝浦町新型コロナ対策農業水産施設支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名

令和4年度勝浦町新型コロナ対策農業水産施設支援事業

2 関係書類

- （1）計画変更の理由
- （2）計画変更の内容及び経費の変更
- （3）添付書類（見積書など）

勝浦町新型コロナ対策農業水産施設支援事業関係書類（第6条関係）

1 計画変更の理由

2 計画変更の内容及び経費の変更

ア 計画変更の内容

イ 経費の配分

事業費	負担区分		備考
	町補助金	自己負担額	
()	()	()	

※ () には変更前の事業費を記載する。

ウ 実施予定期間

() ()
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※ () には変更前の予定期間を記載する。

勝浦町長 殿

住 所
氏 名
連絡先

実 績 報 告 書

令和 年 月 日付け勝浦町指令農第 号の補助事業が完了したので、勝浦町新型コロナ対策農業水産施設支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名
令和4年度勝浦町新型コロナ対策農業水産施設支援事業
- 2 補助金交付決定額

金 円
- 3 関係書類
 - (1) 事業の目的
 - (2) 事業の内容及び経費の配分
 - (3) 添付書類（事業後写真、領収書、請求内訳書、加温設備使用燃料等の納品書など）

勝浦町新型コロナ対策農業水産施設支援事業関係書類（第 13 条関係）

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

ア 事業の内容

取組名	
栽培・養殖品目	
実施面積（実施場所）	a（ ）
補助金上限額 10 アール当たり 25 万円 及び 1 申請 100 万円以下	千円
取組みの内容	
加温設備の使用燃料量等 （取組み後の加温開始後）	
期待される効果	

※ 加温設備の使用燃料等の記載、納品書等は取組み後の加温開始が実績報告提出後になる場合は、令和 5 年 2 月 28 日までに提出をすること。

イ 経費の配分

事業費	負担区分		備考
	町補助金	自己負担額	

ウ 実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日